

# 宇都宮市に転入された方へ

下記に該当される方は、それぞれの窓口で手続き、または相談ができます。詳しい内容は、「暮らしの便利帳」をご覧ください。

対象となる方	必要な手続き	受付窓口
国民健康保険に加入したい方	新たに加入の手続きをしてください。保険証を窓口で受け取るには、身分証明書（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード[写真付き]など）と印鑑が必要です。	保険年金課 632-2320 1階 A14 番窓口 各地域自治センター・地区市民センター・出張所 市民課 1階 A12 番窓口
国民年金に加入される方	前住所地で加入されていた方は、手続きの必要はありません。会社等を退職、または外国からの帰国により国民年金に加入される方は手続きしてください。	保険年金課 632-2327 1階 A17 番窓口 各地域自治センター・地区市民センター・出張所
国民年金を受給している方	年金受給権者住所変更届（年金事務所宛はがき）を受け取り、郵送してください。	各地域自治センター・地区市民センター・出張所
小中学校に就学されているお子さんのいる方	前在籍学校発行の転校書類を持参し、市立小中学校への転校手続きをしてください。 *指定学校変更が伴う転校、外国籍のお子さんの転校、国・県・私立小中学校への就学の場合は、学校管理課での手続きとなります。	学校管理課 632-2724 13階 各地域自治センター・地区市民センター・出張所 市民課 1階 A12 番窓口
75歳以上の方 (後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方)	印鑑をご持参のうえ、後期高齢者医療被保険者証の交付手続きをしてください。	保険年金課 632-2307 1階 A16 番窓口 各地域自治センター・地区市民センター・出張所
身体障がい者手帳をお持ちの方	住所変更の手続きをしてください。 *各地区市民センター・出張所・事務所での手続きはできません。	障がい福祉課 632-2363 1階 B1 番窓口 各地域自治センター
精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	住所変更の手続きをしてください。 *各地区市民センター（平石・富屋・姿川を除く）・出張所・事務所での手続きはできません。	障がい福祉課 632-2362 1階 B1 番窓口 各地域自治センター、平石・富屋・姿川地区市民センター
療育手帳をお持ちの方	住所変更の手続きをしてください。 *各地区市民センター・出張所・事務所での手続きはできません。	障がい福祉課 632-2869 1階 B2 番窓口 各地域自治センター
保健や福祉に関する相談	保健と福祉に関する総合相談を行っています。	保健と福祉の総合相談 1階 A18 番窓口 632-2941
子ども手当を受けている方	改めて新規の申請が必要ですので、手続きをしてください。単身赴任等、お子さんが別に住んでいる方も必要です。 *転入日の翌日から起算して、15日以内に手続きをしてください。	子ども家庭課 632-2387 2階 D11 番窓口 各地域自治センター・地区市民センター・出張所 市民課 1階 A12 番窓口
児童扶養手当等を受けていた方	「手当証書」をご持参のうえ、手続きをしてください。 *各地区市民センター・出張所・事務所での手続きはできません。	子ども家庭課 632-2387 2階 D11 番窓口 各地域自治センター
母子・父子家庭にあたる方	各種助成制度がありますので、ご相談ください。 *各地区市民センター・出張所・事務所での手続きはできません。	子ども家庭課 632-2296 2階 D12 番窓口 各地域自治センター・地区市民センター・出張所 市民課 1階 A12 番窓口
妊産婦の方	妊産婦医療費や妊婦一般健康診査の助成などがありますので、交付申請をしてください。	子ども家庭課 632-2296 2階 D12 番窓口 各地域自治センター・地区市民センター・出張所 市民課 1階 A12 番窓口
小学6年生までのお子さんをお持ちの方	こども医療費の助成制度がありますので、「受給資格者証」の交付申請をしてください。	子ども家庭課 632-2296 2階 D12 番窓口 各地域自治センター・地区市民センター・出張所 市民課 1階 A12 番窓口
保育園に入園したい方	「母子手帳・勤務証明書等・税証明等」をご持参のうえ手続きをしてください。(広域入所は本庁・保育課での手続となります。)	保育課 632-2393 2階 D9 番窓口 各地域自治センター、平石・富屋・姿川の地区市民センター、各保育園
介護保険のサービスを利用される方	要介護認定申請・要支援認定申請の手続きをして下さい。前住所地で要介護・要支援認定を受けていた方は、「受給資格証明書」を持参して転入日から14日以内に手続きをして下さい。	高齢福祉課 632-8989 2階 D6 番窓口 各地域自治センター・地区市民センター・出張所
原動機付自転車(125cc以下)をお持ちの方	「廃車証明書」と印鑑をご持参のうえ、新たに登録の手続きをしてください。	税制課 632-2205 2階 C7 番窓口 各地域自治センター・地区市民センター・出張所
上下水道を使用する方	新たに使用開始の手続きをしてください。 *各地域自治センター・地区市民センター・出張所・事務所での手続きはできません。	上下水道局 633-1300 お客様受付センター
自治会に加入する方	お住まいになる地区の自治会と自治会長さんを紹介します。	自治会連合会事務局 632-2289 10階 みんなでまちづくり課内
若年夫婦世帯家賃補助制度について	中心市街地の区域内にある民間賃貸住宅に転入した場合、要件を全て満たす若年夫婦世帯に家賃補助をします。	住宅課 632-2552 9階 住宅課 住宅計画グループ